



会社マクニカ様から、運用法や活用事例についてご紹介いただきます。

また、横浜に立地されている外資系企業の皆様に、様々な企業様との交流の機会として頂くためのお時間を用意しております。ぜひ、御社のご参加をいただければ幸いです。

日時： 平成 31 年 3 月 22 日（金） 17 時～19 時 30 分（開場 16 時 30 分）  
会場： 横浜駅東口 崎陽軒本店 4 階 ダイナスティー  
定員： 70 名（横浜市内を中心とした外資系企業の役員様・社員様）  
※定員になり次第、締め切らせていただきます。  
参加費： 無料

イベントの詳細・お申込みのご案内は、こちらをご覧ください。  
<http://www.ywbc.org/pdf/mm/20190322-YWBC-vol1-YK-leaflet.pdf>

■□■

## 2. -----■□■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～  
【WBC ホームページを更新しました】

英語版のメールマガジンの配信を開始しました。英語版の記事でしかご覧になれない内容もございますので、ぜひ以下の PDF 版をご覧ください。また、今後も英語でメールマガジン配信をご希望される方は、([mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org))までご連絡下さい。

↓バックナンバーvol.1 はこちらから  
[http://www.ywbc.org/docs/en\\_mailmagazine\\_1201.pdf](http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1201.pdf)  
↓バックナンバーvol.2 はこちらから  
[http://www.ywbc.org/docs/en\\_mailmagazine\\_1228.pdf](http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1228.pdf)

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから  
<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)  
横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F  
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088  
E-mail : [open@ywbc.org](mailto:open@ywbc.org)

■□■

## 3. -----■□■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～  
【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの

最新のお知らせなどを英文で掲載しております。  
関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■

#### 4. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

##### 【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : [ke-wbc@city.yokohama.jp](mailto:ke-wbc@city.yokohama.jp)

■□■

#### 5. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

##### 【38年ぶりに相続に関するルールが大きく変わるって本当！？】

私は、相続や遺言、また人生 100 年時代を見据えた老後の暮らし（ライフプラン、エンディングノート、老人ホームへの住み替え、墓問題など）に関するご相談を多数お受けしています。

日本では高齢化が叫ばれはじめて久しいですが、ここ数年は特に日々の業務を通じて高

齡化が急速に進んでいるのを実感しています。このような社会背景のもと、38年ぶりに相続に関するルールが大きく変わりました。

相続はみなさまにとっても身近なことです。今回はどのように変わったのか？その概要をご紹介させていただきたいと思います。

知っているか、知らないかで、「争続」トラブルに発展する可能性も出てきますので、ぜひこの機会に知っておいていただければと思います。

なお、これらのルール変更は、今年の1月13日から段階的に施行され、実務的な取り扱いについては今後徐々に明らかになってきます。それらについては、また別の機会にみなさまにお知らせしていきたいと思います。

では、今回の主な改正点について、その概要をみていきましょう。

#### 1. 「配偶者居住権の新設」

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合には、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することによって、終身又は一定期間、その建物に無償で住むことができるようになります。

また、被相続人が遺贈（遺言によって財産を無償で譲る）等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできるようになります。

#### 2. 「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置」

婚姻期間が20年以上である夫婦間で自宅の遺贈又は贈与がなされた場合には、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなります（遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになります）。

#### 3. 「預貯金の払戻し制度の創設」

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになります。

#### 4. 「自筆証書遺言の方式緩和」

自筆証書遺言に添付する財産目録については手書きで作成する必要がなくなります（財産目録については、パソコンでの印字等が可能になります）。

#### 5. 「法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設」

自筆証書遺言を作成した人は、法務大臣の指定する法務局に遺言の保管を申請するこ

とができるようになります。また、この制度を利用すると家庭裁判所における検認（遺言の存在を明確にして偽造等を防止する手続き）が不要となります。

#### 6. 「遺留分制度の見直し」

遺留分（被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に残された最低限の財産を相続できる権利）を侵害された者は、遺贈や贈与を受けたものに対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになります。また、遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができるようになります。

#### 7. 「特別の寄与の制度の創設」

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

以上のように相続に関する大きなルール変更がなされましたが、これから順次施行され実務で活用されていくこととなります。

相続はみなさまにとっても身近な話しなので、今後の動向に注目しトラブル回避にお役立ただいただければと思います。

【相続・遺言・老後の暮らし専門の司法書士】

■□■-----

6. -----■□■

<広報協力> ~IDEC 横浜よりお知らせ~

【横浜グローバルビジネス相談窓口【毎週水曜日】開催中！！】

横浜グローバルビジネス相談窓口

<http://www.idec.or.jp/kaigai/soudan/index.php>

■相談員 東 真奈美 3月6日(水)

国内税務・財務・内部統制コンサルティングに携わる。現在は、国際税務も含めた海外進出サポートコンサルティングをメインにサービスを行っている。2012年に、カンボジアに駐在し、日系企業の進出、現地法人設立、会計、税務、監査、経理業務改善等のサポートにも携わった。

■相談員 菊地 大輔 3月13日(水) 27日(水)

JETROにて、国際展示会事業を担当、北京での語学留学後、大連、上海での駐在経験。2010年4月より(株)ESビジネスサポート代表取締役社長に就任。2011年よりJETROの輸出有望案件発掘専門家に就任し、日用品・雑貨、伝統産品、アパレル、食品、精密機械、福祉機器、塗料、不動産等の分野で中国ビジネスのサポート業務を行っています。中国ビジネスの入門編から戦略策定、交渉戦略アドバイスなど、お気軽にご相談ください。

■相談員 竹田 真奈美 3月20日(水)

民間企業で貿易実務・販促業務を経験、また外資系出版社にてマーケティングリサーチ・広告制作を担当、その後コンサルタントとして独立。販売促進、展示会場での対応、販促資料の翻訳、英文コレポンの作成など、ちょっとした相談でも結構です。英語での相談も可能です。

■ □ ■ -----

---

#### WBC のサービスご案内

---

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

---

#### 横浜ワールドポーターズのご案内

---

WBC は横浜ワールドポーターズの6階に入居しています。横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5階には3D対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

---

#### WBC メールマガジン発行について

---

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター  
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1  
横浜ワールドポーターズ 6階  
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088  
<http://www.ywbc.org/>  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ  
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2  
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274  
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
TEL: 045-671-3834  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

- ◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。
  - ◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、[mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org) にお願ひ致します。
  - ◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/> (c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
-